

松川町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成 年 月 日

条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自転車により生ずる障害を除去することにより、町民の快適な生活と安全を確保するとともに松川町の美しい環境を維持することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 町が設置し、又は管理する道路、河川、山林、公園、駐輪場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置自転車 公共の場所において、8日以上の期間にわたり放置されていると認められる自転車(当該自転車の利用者が当該自転車を離れて直ちに移動することができない状態にあるもの)をいう。
- (4) 利用者等 自転車の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自転車を放置した者又は放置させた者をいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関し、必要な施策を実施しなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民(町内において、自転車を所有し、又は使用する者を含む。)は、放置自転車の発生の防止に努めるとともに、町長が実施する必要な施策に協力しなければならない。

- 2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地において自転車の放置を防止するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(放置の禁止)

第5条 何人も、自転車を放置し、若しくは放置させてはならず、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報)

第6条 放置自転車を発見した者は、町長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 町長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査)

第7条 町長は、公共の場所に駐車してある自転車が放置自転車であるか確認するため、調査標札（様式第1号）を当該自転車に取り付けるものとする。

2 町長は、公共の場所以外の場所において放置自転車を発見し、又は前条の規定による通報を受けた場合で、町民の快適な生活と安全を確保するために、美観の保持及び生活環境の維持その他公益上の必要があると認めるときは、当該場所の土地所有者等の同意を得て、その職に当該場所に立ち入らせ、前項の規定による確認をすることができる。

(立ち入り調査)

第8条 前条第2項の規定により立ち入り調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

2 前条第2項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(放置自転車に対する措置)

第9条 町長は、第7条の規定により放置自転車を確認したときは、利用者等に当該放置自転車を放置しないよう指導するため、通告標札（様式第2号）を取り付けるものとする。

2 町長は、前項の規定により通告標札を取り付けた放置自転車が当該標札を取り付けた日から起算して引き続き8日以上経過しても放置状態にあるときは、当該放置自転車を所定の場所に移動し、当該場所において保管するものとする。ただし、公共の場所以外の場所に存する放置自転車については、安全の確保等に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認める場合に限り、

当該場所の土地所有者等の同意を得てこれを行うものとする。

(保管した放置自転車の措置)

第10条 町長は、前条第2項の規定により放置自転車を保管したときは、その旨を警察に報告する。

2 放置自転車の保管期限は、次条の規定により公示した日から起算して6ヶ月を経過する日までとする。

3 町長は、この条例の規定による放置自転車に対する措置を講じた場合において利用者等が判明した場合は、当該放置自転車を引き取るよう文書その他の方法により通知するものとする。

(公示)

第11条 町長は、第9条の規定により放置自転車を保管したときは、次に掲げる事項について公示するものとする。

- (1) 保管した自転車(以下「保管自転車」という。)が置かれた町有地等の名称及び位置
- (2) 保管自転車の台数
- (3) 保管自転車の保管を開始した日及び保管期間
- (4) 保管自転車の返還を申し出るべき場所及び時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保管自転車を利用者等に返還するために町長が必要と認める事項

(放置自転車の処分)

第12条 町長は、放置自転車が次の各号のいずれかに該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物とみなし、これを処分するものとする。

- (1) 第10条第2項の規定による保管期間を経過してもなお、利用者等が判明しない放置自転車
 - (2) 第10条第3項の規定による通知を行った場合において、利用者等から引き取りの意思がない放置自転車
 - (3) 機能喪失の状態にある放置自転車
- 2 町長は、前項の規定により放置自転車を処分しようとするときは、あらかじめその

旨の公示をするものとする。

3 前項の公示の期間は、2週間とする。

(記録簿の整備等)

第13条 町長は、放置自転車の撤去及び処分が完了したときは、放置自転車撤去、処分記録簿を整備し保管するものとする。

(費用の請求)

第14条 町長は、放置自転車を第9条の規定により移動し、保管を行った場合、又は第12条の規定により処分を行った場合で、その後自転車の利用者等が判明したときは、その者に対して移動及び保管又は処分に要した費用を請求することができる。

(協力要請)

第15条 町長は、放置自転車の発生の防止及び適正な処理を行うため必要があると認めるとときは、関係機関等と協議するとともに協力を要請することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

調査

- 1 公共の場所等を効率的にご利用していただくため、長期間利用されない自転車を調査するものです。
- 2 自転車を使用している方は、必ずこの札を取り除いてください。
- 3 この札が取り除かれていな場合は、放置自転車として移動することがあります。

年 月 日
松川町

表

自転車利用者の方へ

自転車を利用する場合は、下記事項を守り、駐車秩序の保持に努めましょう。

記

- 1 自転車の放置はやめましょう
- 2 歩道、路上へはみ出しての駐車はやめましょう。
- 3 自動車には住所・氏名を明記し、防犯登録をしましょう。
- 4 自転車には必ずカギをかけましょう。
- 5 自転車の点検整備を必ずしましょう。

裏

様式第2号(第9条関係)

通 告

- 1 この自転車は 月 日以降利用されず、放置してありますので、本日から7日以内に必ずお引き取りください。
- 2 期日までに引き取らないときは、放置自転車として、指定場所へ移動の上保管し、保管期間経過後、処分します。

年 月 日
松川町

自転車利用者の方へ

自転車を利用する場合は、下記事項を守り、駐車秩序の保持に努めましょう。

記

- 1 自転車の放置はやめましょう
- 2 歩道、路上へはみ出しての駐車はやめましょう。
- 3 自動車には住所・氏名を明記し、防犯登録をしましょう。
- 4 自転車には必ずカギをかけましょう。
- 5 自転車の点検整備を必ずしましょう。

表

裏

松川町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定について

発見 → 処分までの流れ

○条 例

公共の場所 or 公共の場所以外で自転車の情報

↓
自転車の現地確認

↓
調査標札（様式第1号）の取り付け。放置自転車かの確認（8日以上）

↓
通告標札（様式第2号）の取り付け（8日以上）

↓
改善されない場合は所定の場所に移動し保管。保管した旨を警察へ報告。（防犯登録などから所有者情報の提供依頼含む）

保管期限は公示した日から起算して6か月を経過する日までとする。この間に利用者が判明した場合は引き取るように連絡等する。

↓
保管した場合は次について公示する。

- ① 放置されていた位置
- ② 保管した台数
- ③ 保管を開始した日及び保管期間
- ④ 返還を申し出る場所、時間
- ⑤ そのた町長が返還するために必要と認める事項

↓
次に該当した場合廃棄物とみなし処分するものとする。また、処分しようとするときは、公示する（2週間）

利用者が判明しない

引き取りの意思がない

機能喪失している

↓
○ここから実施要綱

町商工会に加盟している自転車の販売及び修理を主たる業務とする業者（以下「リサイクル事業者」という。）へ譲渡する。

↓
その後

- ① 処分
- ② 有料販売
- ③ 町長が適当と認める事業への無償譲渡及び貸出
- ④ その他町長が特に必要と認めて別に指示する事項。

松川町放置自転車リサイクル事業実施要綱

平成 年 月 日

告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、松川町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成〇年松川町条例第〇号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により廃棄物とみなされた放置自転車のうち、再資源化が可能と認められる放置自転車を再生利用するため、松川町放置自転車リサイクル事業（以下「リサイクル事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めることにより、自転車の放置防止意識の向上と資源の有効活用を図ることを目的とする。

(放置自転車の再利用)

第2条 町長は、条例第12条の規定により処分する放置自転車のうち、再資源化が可能と認めるもの（以下「対象自転車」という。）をこの要綱の規定に基づき再利用するものとする。

(事業の実施方法)

第3条 町長は第1条の目的を達成するため、松川町商工会に加盟している自転車の販売及び修理を主たる業務とする事業者（以下「リサイクル事業者」という。）を指定し、対象自転車を無償により譲渡することができる。

2 リサイクル事業は、町とリサイクル事業者との間において「放置自転車リサイクル事業実施に関する覚書」を締結して行うものとする。

(点検整備)

第4条 リサイクル事業者は、譲渡を受けた放置自転車を自転車安全整備士（公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した者をいう。次項について同じ。）の資格を有する者により、その機能性、安全性及び品質の向上のために点検整備及び安全確認を実施しなければならない。

(対象自転車等の整備目的)

第5条 リサイクル事業者は、次の各号に掲げる目的として、対象自転車を整備するものとする。

(1) 有料での販売

(2) 町内で実施される町長が適當と認める事業への無償譲渡及び貸出

(3) その他町長が特に必要と認めて別に指示する事項

2 リサイクル事業者は、前条の規定に基づき整備された自転車（以下「再生自転車」という。）の販売に際し、再生自転車を販売している旨を明記した看板等を事業所に掲示するものとする。

3 リサイクル事業者は、再生自転車を販売、無償譲渡及び貸出するにあたり、防犯登録を行うとともに、再生自転車である旨のステッカーを当該再生自転車に貼付しなければならない。

4 リサイクル事業者は、再生自転車の利用者に対し、自転車の安全利用及び放置防止意識の向上に努めるよう啓発するものとする。

(再生自転車の価格)

第6条 リサイクル事業者は、機能性、品質及び整備状況を勘案し、再生自転車の販売価格を適正かつ低廉な価格に設定しなければならない。

(受領及び販売の報告)

第7条 リサイクル事業者は、自転車の譲渡を受けたときは、再生利用対象自転車受領書(様式1号)を町長に提出しなければならない。

(賠償責任)

第8条 再生自転車の瑕疵その他の原因によって利用者又は第三者に発生した損害、事故等については、町はその賠償の責を負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、リサイクル事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号

再生利用対象自転車受領書

年 月 日

松川町長

事業者名 印

再生利用対象自転車を次のとおり受領しました。

番号	整理番号	車体色	車体番号	備考

